

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

令和4年11月10日（木）午前9時30分～午前10時5分

2. 開催場所

矢掛町役場 3階 大会議室

3. 出席委員 16名

農業委員 9名			農地利用最適化推進委員 7名		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	阿部 泰博	出
2番	石井 博	出	美川地区推進委員	守屋 弘旨	出
3番	妹尾 吉高	出	三谷地区推進委員	田邊 穂積	出
4番	竹内 義男	出	山田地区推進委員	門野 竹志	出
5番	三好 伸夫	出	川面地区推進委員	池田 信夫	出
6番	坪井 幹子	出	中川地区推進委員	奥村 明美	出
7番	山部 智裕	出	小田地区推進委員	妹尾 行恭	出
8番	池田 喬	出			
9番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第34号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第35号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (3) 議案第36号 農用地利用集積計画書（No.173）（案）の決定に対する意見について（賃貸借権・使用貸借権の設定に関するもの）
- (4) 議案第37号 農用地利用集積計画書（No.174）（案）の決定に対する意見について（農地中間管理権の設定に関するもの）

5. 議案の内容 別紙のとおり

議 長	<p>それでは、ただ今から令和4年度第8回農業委員会総会を開催します。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、会場の換気を行っています。会場出入口には消毒液を設置し、体温計による検温を行っていただいております。皆様にはマスクの着用をお願いしております。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、円滑な議事進行にご協力をお願いします。</p>
議 長	<p>本日は、委員全員が出席です。全員の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。</p> <p>本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、7番 山部委員と、8番 池田委員を指名します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の議事につきましては、議案第34号から議案第37号の4議案です。</p>
議 長	<p>議案第34号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、8件議題とします。事務局から説明します。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>以上8件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>事案番号22番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p>
5 番 委 員	<p>現地を確認しました。譲受人は適切に管理できるものと思います。特に問題ありません。</p>
議 長	<p>地元農業委員から意見がありました。事案番号22番につきまして、他に意見はありませんか。</p>
各 委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、事案番号22番につきましては、許可と決定します。</p>
議 長	<p>事案番号23番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p>
5 番 委 員	<p>現地を確認しました。譲受人は適切に管理できるものと思います。特に問題ありません。</p>

議 長	せん。
各 委 員	地元農業委員から意見がありました。事案番号 2 3 番につきまして、他に意見はありませんか。
議 長	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 2 3 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 2 4 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
5 番委員	現地を確認しました。譲受人は適切に管理できるものと思います。特に問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 2 4 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 2 4 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 2 5 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
7 番委員	譲受人が今まで耕作していた農地の所有権移転です。問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 2 5 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 2 5 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 2 6 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
7 番委員	譲受人が今まで耕作していた農地の所有権移転です。問題ありません。

議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号26番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号26番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号27番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
8 番 委 員	現地を確認しました。譲受人は適切に管理できるものと思います。問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号27番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号27番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号28番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
2 番 委 員	譲受人は適切に管理できるものと思います。特に問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号28番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号28番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号29番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
3 番 委 員	申請地は、譲受人が5条申請で住宅を建てる予定の農地の隣です。住宅のすぐ隣であり、譲受人は適正に管理されるものと思います。問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号29番につきまして、他に意見は

議 長	ありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号29番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第35号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、2件 議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>事案番号9番は、申請地から500m以内に2以上の教育施設、医療施設、公共施設が存在するため、第3種農地としています。</p> <p>事案番号10番は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としています。</p> <p>総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div>
議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号9番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
5 番 委 員	現地を確認しました。被害防除計画書のとおり、排水等、問題ないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号9番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号9番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号10番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
7 番 委 員	現地を確認しました。法面の崩落防止のため、擁壁を施工します。被害防除計画書のとおり、排水等、問題ないと思います。

議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号10番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号10番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第36号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No.173) (案) の決定に対する意見について、賃貸借権・使用貸借権の設定に関するものを55件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(集積計画の概要説明)
議 長	それでは個別の案件について、矢掛地区から確認の報告をお願いします。
矢掛地区 推進委員	矢掛地区について確認の報告をします。 矢掛地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 特に問題はありません。
美川地区 推進委員	美川地区について確認の報告をします。 美川地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 特に問題はありません。
三谷地区 推進委員	三谷地区について確認の報告をします。 三谷地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 特に問題はありません。
山田地区 推進委員	山田地区について確認の報告をします。 山田地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 特に問題はありません。
川面地区 推進委員	川面地区について確認の報告をします。 川面地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 特に問題はありません。

中川地区 推進委員	中川地区について確認の報告をします。 中川地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 特に問題はありません。
小田地区 推進委員	小田地区について確認の報告をします。 小田地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 特に問題はありません。
議 長	矢掛町農用地利用集積計画書 (No.173) (案) の確認の報告が終わりました。 議案第36号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No.173) (案) の決定に対する 意見について、「異議なし」と決定してよろしいか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第36号について「異議なし」と決定します。
議 長	議案第37号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 174) (案) の決定に対する 意見について、事務局から説明します。
事 務 局	議案第37号については、公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団を通じ て農地の貸借を行う案件であります。公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育 成財団が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容で市町村長が決定する もので、計画に対し農業委員会の意見を提出することとなっているものです。
	(計画の内容について説明)
議 長	議案第37号につきまして、意見等をお願いします。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第37号について、「異議なし」と決定します。
議 長	次に4. 各種報告について確認します。
議 長	(1) 農地法第18条の規定による合意解約通知について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。

美川地区 推進委員	事案番号1番から4番について、確認しました。問題ありません。
三谷地区 推進委員	事案番号5番, 6番について、確認しました。問題ありません。
中川地区 推進委員	事案番号7番から11番について、確認しました。問題ありません。
小田地区 推進委員	事案番号12番について、確認しました。3条の所有権移転に関する解約です。 問題ありません。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。